

第12節 監視・観測体制の整備及び調査研究等の充実

1 監視・観測体制の整備

(1) 発生源の監視

ア 大気汚染

大気汚染防止法及び環境の保全と創造に関する条例に基づき、工場・事業場に対し、ばい煙測定、燃料使用量の調査、重油の抜き取り検査等の立入検査等を行うとともに、ばい煙発生施設及び粉じん発生施設の構造及び使用方法並びに処理施設の維持管理についても、随時立入検査を実施し、監視・指導を徹底する。

また、主要工場等について実施しているテレメータシステムによる常時監視を引き続き行うこととする。

イ 水質汚濁

工場等には水質汚濁防止法等に基づく立入検査を行うことにより、排水監視と排水処理施設の適正化、有害物質の地下浸透防止等について指導を行っており、今後とも監視・指導を徹底する。

また、主要工場等については、COD総量規制の実効をあげるため、水質テレメータ監視システムによる汚濁負荷量の監視を引き続き行い、効率的な規制業務を推進する。

(2) 環境の監視

ア 大気汚染

大気汚染の常時監視網の整備については、昭和42年度に硫黄酸化物及び浮遊粉じんの監視を開始し、年々その拡大を図ってきた。平成13年度末現在の測定局数は、一般環境大気測定局が50局、自動車排気ガス測定局が27局であり、内12局は県が、65局は関係市町（内1局は国設局）が常時監視を行なっている。

今後とも、これらの監視を継続していくとともに、必要に応じて新たな体制整備を行い、適切な監視体制の維持に努める。

イ 水質汚濁

公共用水域については、計画的に水質測定を実施しており、平成13年度は当地域の河川162地点、湖沼1地点及び海域68地点において実施し、地下水についても測定計画を定めて監視を実施している。

なお、海域においては、水質常時監視のほか、赤潮調査や緊急時の水質等の調査を水質調査船「こんぺき」により効果的に行っており、今後も必要に応じて新たな調査を実施するなど適切な調査監視体制の維持に努める。